

別表第1（第2条）

行為の種別	協 定 対 象 の 範 囲
建築物その他の工作物の新築、改築又は増築	1 建築物 （1）高さ 13メートル （従前の建築物の高さが13メートルを超えるときは、従前の建築物の高さ以上） （2）床面積の合計 3,000平方メートル以上 （従前の建築物の床面積の合計が3,000平方メートルを超えるときは、従前の建築物の合計床面積以上） 2 道路、用排水路その他これらに類するもの （1）幅員4メートル以上 （2）幅員4メートル以下であって、切土及び盛土等行為により周辺地域の自然環境に著しい影響を及ぼすと認められる場合
宅地の造成、土地の開墾その他土地の形質の変更	1ヘクタール以上
鉱物の採掘、土石の採取	1 1ヘクタール以上 2 1ヘクタール以下であって、当該行為により周辺の自然環境に著しい影響を及ぼすと認められる場合
水面の埋立て又は干拓	1ヘクタール以上
河川、湖沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせること	当該行為により地域の自然環境に著しい影響を及ぼすと認められる場合
木竹の伐採又は損傷	〃
家畜の放牧	〃
雑草の除去	自然環境に著しい影響を及ぼすと認められる大量の薬剤散布
その他の行為	自然環境に著しい影響を及ぼすと認められる場合